



## 直近の米国制裁法の動向について ～非米国企業の観点から～

執筆者: 大槻 由昭

米国の制裁法は、近年、日本企業を含む非米国企業にとってリスク要因の一つとなっている。本稿は、非米国企業による企業活動の観点から、昨年(2019年)における米国の制裁法に関する動きを総括し、続いて本年(2020年)の動向について一定の予測を加えることを目的としている。

### 1. 米国制裁法の概要

米国は、日本を含む非米国企業に対して、2通りの方法で制裁法の効果を及ぼしている。1つ目は、一次制裁(primary sanction)と呼ばれる制裁であり、「米国との接点(US nexus)」のある取引、すなわち米国人、米国産品あるいは米ドルが関与する取引を制裁の対象とするものである。2つ目は、「米国との接点(US nexus)」の有無に関わらず適用される二次制裁(secondary sanction)と呼ばれるものであり、現政権(トランプ政権)が積極的に活用している制裁法制である。

イランやロシア等の制裁対象国で企業活動を行う日本企業を含む非米国企業は、特に、後者(二次制裁)に関する動向に留意する必要がある。米国財務省の外国資産管理局(OFAC)及び国務省は、現政権の意向に忠実に従い、イランやロシア等と取引を行う非米国企業を対象とする二次制裁の配備を進めている。

### 2. 2019年の動向振り返り

2019年中に新たに制定された制裁法の一部は、以下に記載のとおり、日本を含む非米国企業の活動に直接的な影響を与えている。

① **非米国企業を対象とする制裁法の執行の強化:** OFAC は、2019年に、一次制裁(primary sanction)に関する執行を強化し

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

た。具体的な動向は以下の通りである。

- ✓ 2019 年中に、OFAC は、過去 2 ヶ年(2017 年及び 2018 年)と比較すると 2 倍の件数に相当する全 26 件について、制裁法違反に基づく民事賠償金を課した。当該 26 件の制裁金(賠償額)総額は、約 13 億米ドル(約 1,400 億円)に上るものであった。
  - ✓ 上記 2019 年中の 26 件の制裁案件のうち、10 件が非米国企業の関与するものであったが、当該 10 件の制裁金額は、上記の総額約 13 億ドルの制裁金の約 99%に相当するものであった。これは、OFAC が、非米国企業が関与する案件を、より付加価値の高い案件と見做して重点的に制裁を執行していることを示唆している。
- ② **イランとロシアに対する二次制裁の強化:** トランプ政権は、イランやロシアその他の制裁対象国で活動する非米国企業を対象とする二次制裁を巧みに活用している。2019 年の具体的な動きは、以下のとおりである。
- ✓ 2019 年 5 月に、トランプ大統領は、イランの鉄、スチール、アルミニウム及び銅の取引を対象とする新たな制裁法に署名した。これらの制裁は、2018 年の米国のイラン核合意(JCPOA)からの離脱に伴って復活した対イラン制裁法に新たに追加されるものである。
  - ✓ 2019 年 7 月には、OFAC は、イランから原油を購入した中国企業に対して制裁を科すことで、イランと取引をする非米国企業に対する制裁リスクを強調することに成功した。
  - ✓ トランプ政権は、ロシアとの取引に関する非米国企業に対する制裁についても、継続的に警告を発している。
- ③ **米国議会による制裁法の執行強化の要求:** 米国議会は、既存の制裁法の執行の強化を進めるとともに、より多くの制裁法の執行に関する権限を大統領に対して授権する法律の制定を進めている。たとえば、昨年末に以下のような法案制定の動きが見られた。
- ✓ 2019 年 12 月 20 日に、トランプ大統領は、新たな制裁法を含む国防授権法(National Defense Authorizations Act)の法案に署名をし、同法が成立した。これは、ロシアとドイツを結ぶ天然ガスパイプラインプロジェクトである Nord Stream 2 に加担した非米国企業を対象とするもの、さらに、シリアの政権に対するイラン及びロシアによる支援行為を対象とする新たな制裁を含んでいる。
  - ✓ 2019 年 12 月 18 日に、米国上院の海外関係部会は、ロシアを対象とする新たな制裁法を提案した。この制裁法は、ロシアの国外に設置された液化天然ガス(LNG)の輸出設備に対する投資行為や、ロシアの原油備蓄技術の向上に資する支援活動等をその制裁対象としている。

### 3. 2020 年の動向予測

以上のとおり、昨年末にかけて、米国議会は、ロシア及びイラン関連の取引に対する新たな制裁法制定の動きを活発化させている。具体的には、以下の動向に留意が必要である。

#### ● イラン関係:

目下、イランとの核合意に関しては再交渉の兆しが見えていない以上、対イラン制裁は、現状よりさらに強化される見通しである。トランプ政権は、イランに対する「最大級の圧力」が効果的であるという期待に基づいて対イランの外交政策を展開している。イランと取引をする非米国企業は、公式非公式を問わず、米国政府がその時々において発表するガイダンスや警告に注意を払う必要がある。

- **ロシア関係:**

ロシアに対する追加制裁、特にロシアの石油天然ガス部門に対する制裁は、速やかに議会通过する公算が大きい。かかる追加制裁法案は、米国議会で超党派的な幅広い支援を受けており、足元での優先審議事項には含まれてはいないものの、くだんのトランプ大統領に対する弾劾裁判が終われば、速やかに議題に上る見通しである。特に、同議案を加速化させるような要因、たとえば、ロシアによるトルコへの武器の輸出や、ベネズエラやウクライナに対するロシアの政治的介入、さらにはロシアによる米国の大統領選挙に対する介入行為(ただし、信用に足る裏付けが必要である)等があった場合には、注意が必要である。非米国企業が、ロシアの国内外を問わず、同国企業と共同で営む事業活動は、対露制裁が強化された場合における政府間交渉の交渉材料となる可能性がある。

#### 4. まとめ

以上のとおり、2020年、米国政府は、引き続き、同国と敵対する勢力に対する制裁法の活用及び強化を継続する見通しである。イランやロシア等の制裁対象国の企業と提携し、あるいは友好的な関係にある非米国企業は、トランプ政権による外交政策の重要な交渉材料の一つとして見做されている。これらの制裁対象国企業との取引を検討している非米国企業は、引き続きその動向に注意を払う必要がある。

～おわりに～

本稿は、米国ワシントン D.C.に本拠を置く法律事務所 Dechert LLP の弁護士である Ms. Amanda DeBusk 及び Mr. Sean Kane から提供を受けた米国の制裁法制に関する直近での情報を元に作成したものである。



おおつき よしあき  
大槻 由昭

西村あさひ法律事務所 弁護士

[y\\_otsuki@jurists.co.jp](mailto:y_otsuki@jurists.co.jp)

2004年 東京大学法学部卒業、同年 当事務所入所、2011年 南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2012年 ニューヨーク州弁護士登録。2015-2017年 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)出向、2012-2014年 新日鐵住金株式会社 法務部 出向、2012年 香港のウー・クワン・リー・アンド・ロー法律事務所、2011-2012年 ロンドンのノートン・ローズ・フルブライト法律事務所。近時の著書:「エネルギー法実務要説」(商事法務、2018年6月)、「エネルギー産業の法・政策・実務」(弘文堂、2019年3月)(いずれも共著)等。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020